平成２５年（フ）第６９号
新潟県上越市大字土橋1054番地５　ラフィーネ土橋１－Ｃ号
債務者　白鳥　哲司
１　決定年月日時　平成25年８月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第７２号
新潟県上越市頸城区下中島242番地８
債務者　南雲　孝雄
１　決定年月日時　平成25年８月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第７５号
新潟県上越市中郷区板橋280番地
債務者　高原　隆幸
１　決定年月日時　平成25年８月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第７８７号
愛知県長久手市東原山34番地１　藤ヶ丘ガーデン207号
債務者　川﨑　忠雄
１　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２０号
愛知県稲沢市平和町平六19番地
債務者　渡部　誠久
１　決定年月日時　平成25年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２５５号
愛知県一宮市大和町毛受字北河原24番地３　市営毛受住宅345号
債務者　數田　英雄
１　決定年月日時　平成25年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２５６号
愛知県一宮市大和町毛受字北河原24番地３　市営毛受住宅345号
債務者　數田麻衣子
１　決定年月日時　平成25年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１４３号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1489番地159
債務者　林田　　正
１　決定年月日時　平成25年８月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４１４号
仙台市泉区将監９丁目１番６－404号
債務者　河村　正道
１　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４９０号
仙台市青葉区一番町２丁目７番27―1117号
債務者　菊池　譲二
１　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２８８号
茨城県土浦市真鍋６丁目15番27号、旧住所茨城県那珂郡東海村大字石神外宿2452番地12
債務者　林　　幸子
１　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３８号
千葉県館山市国分205番地の９
債務者　青木　則和
１　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第１３８８号
愛知県知多市八幡字鍋山１番地の45
債務者　山本　公裕
１　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４１０号
名古屋市守山区桔梗平２丁目1015番地
債務者　八田　真澄
１　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２９３号
兵庫県高砂市伊保崎１丁目18―８、住民票上の住所神戸市垂水区五色山５丁目８番22号勝見マンション203号
債務者　フィルド・アップこと　上野　恵子
１　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２４４号
奈良市富雄元町２丁目６番48―407号
債務者　山岡　真治
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２７１号
奈良県天理市永原町391番地７
債務者　佐野　浩之
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　奈良地方裁判所